



平成 25 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 ヒロセ電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 石 井 和 徳
(コード番号 6806 東証第一部)
問合せ先 執行役員 管理本部副本部長
福 本 広 志
(T E L . 03-3491-5300)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社および子会社の取締役（社外取締役を除く）、幹部従業員に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 66 期定時株主総会に提案する旨決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を実施するもの。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数の上限

600 個を上限とする。

2. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする（無償）。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式 60,000 株を上限とし、下記（2）により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記 1. 記載の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 付与株式数の調整

株主総会決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整され、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額・算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付（自己株式を移転）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均価額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、新株予約権の割当日の終値の価額を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

(4) 行使価額の調整

新株予約権割当日後、株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込総額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使の場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は認めない。その他の条件は、総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と当該対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. 新株予約権の取得事由および条件

当社はいつでも新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

以上